

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
高岡市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
高岡市長

公表日
令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	地方税法に基づく高岡市国民健康保険税条例による、国民健康保険税の賦課に関する事務及び国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理や保険給付等の事業を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①保険税賦課 ②保険資格管理 ③保険給付管理 ④保健事業
③システムの名称	国民健康保険システム 国保総合システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー 国保情報集約システム KDBシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険賦課情報ファイル 資格情報ファイル 給付情報ファイル 保健事業情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第24項、第44項、主務省令第16、24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (同命令における情報提供の根拠) ・第2条の表の第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173項 (同命令における情報照会の根拠) ・第2条の表の第48、69、70、71項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用	
[]適用した	

適用した理由	
--------	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において、原則申請者からマイナンバーを取得することを徹底しており、申請者からマイナンバーを得られなかった場合にのみ本人確認書類の提示を受け4情報または住所を含む3情報での確認の上職権記入を行っている。 また、特定個人情報記載された書類に関しては施錠できる書棚で保管を行うとともに、特定個人情報取扱記録簿の作成、記入を行い取得から廃棄までの管理を徹底している。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに従い、毎年度特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む)に対し、eラーニング等での研修の受講を徹底している。各研修受講後は受講完了証の提出等にて受講確認及び記録を行い、関係するすべての職員が受講するための措置を講じている。 また内部監査等を通して、定期的に特定個人情報の取り扱いに関して振り返りや見直しを行い、所属内で周知している。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-③システムの名称	総合行政情報システム(国保資格、国保給付)、国保総合システム(国保給付)、国保データベースシステム、特定健診システム、電子機票システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー	総合行政情報システム(国保資格、国保給付)、国保総合システム(国保給付)、国保データベースシステム、特定健診システム、電子機票システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、国保情報集約システム	事後	見直しによる
平成29年4月1日	I-5-②所属長	保険年金課長 堂哉 真二	保険年金課長 柴野 泰彦	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	経営企画部 情報政策課	市長政策部 情報政策課	事後	平成29年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	I-2特定個人情報ファイル名	国民健康保険証情報ファイル、資格情報ファイル、給付情報ファイル、保険事業情報ファイル	国民健康保険証情報ファイル、資格情報ファイル、給付情報ファイル、保健事業情報ファイル	事後	見直しによる
平成29年4月1日	I-8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市長政策部 情報政策課	市長政策部 広報情報課	事後	平成30年4月1日付組織改編による
平成29年4月1日	II-11いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	見直しによる
平成29年4月1日	II-21いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	見直しによる
平成30年3月1日	I-5-②所属長	保険年金課長 柴野 泰彦	保険年金課長	事後	市属長氏名の記載廃止による
平成30年3月1日	II-11いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	見直しによる
平成30年3月1日	II-21いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	見直しによる
平成31年3月1日	IVリスク対策	—	追記	事後	平成31年1月1日付特定個人情報評価に関する規則の一
令和2年4月1日	I-1-③システムの名称	総合行政情報システム(国保資格、国保給付)、国保総合システム(国保給付)、国保データベースシステム、特定健診システム、電子機票システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、国保情報集約システム	国民健康保険システム、国保総合システム、国保総合総合宛名(連携)システム、中間サーバー、国保情報集約システム、KDBシステム	事前	見直しによる
令和2年4月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・27、42、43、44、45の項	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・27、42、43、44、45の項	事後	見直しによる
令和2年4月1日	II-11いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	見直しによる
令和2年4月1日	II-21いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	見直しによる
令和3年1月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	令和3年5月19日付番号利用法の一 期間改正による
令和3年1月1日	I-8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市長政策部 広報情報課	市長政策部 情報政策課	事後	令和3年4月1日付組織改編による
令和3年1月1日	II-11いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	見直しによる
令和3年1月1日	II-21いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年11月1日時点	事後	見直しによる
令和3年5月1日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番16、30並びに主務省令第16、24条	番号法第9条第1項、別表の第24項、第44項、主務省令第16、24条	事後	番号法の改正による
令和3年5月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、43、58、62、80、87、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・27、42、43、44、45の項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (同命令における情報提供の根拠) ・第2条の表の第1、2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、115、116、125、131、137、141、158、164、165、166、173項 (同命令における情報照会の根拠) ・第2条の表の第48、69、70、71項	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和3年5月1日	I-8特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	市長政策部 情報政策課	未来政策部 情報政策課	事後	組織改編による
令和3年5月27日	II-11いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和3年5月27日	II-21いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和7年1月4日	I-1-②事務の概要	特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①保険税賦課 ②保険資格管理 ③保険給付管理 ④保健事業	地方税法に基づく高岡市国民健康保険税条例による、国民健康保険税の賦課に関する事務及び国民健康保険法等に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証等の発行、保険給付等の事業を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に利用する。 ①保険税賦課 ②保険資格管理 ③保険給付管理 ④保健事業	事後	保険証新規発行廃止による
令和7年1月4日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表の第16項、第30項、主務省令第16、24条	番号法第9条第1項、別表の第24項、第44項、主務省令第16、24条	事後	訂正による
令和7年1月4日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (同命令における情報提供の根拠) ・第2条の表の第1、2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、115、116、125、131、137、141、158、164、165、166、173項 (同命令における情報照会の根拠) ・第2条の表の第48、69、70、71項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 (同命令における情報提供の根拠) ・第2条の表の第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、70、83、87、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173項 (同命令における情報照会の根拠) ・第2条の表の第48、69、70、71項	事後	訂正による
令和7年1月4日	I-7特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254	富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242	事後	電話番号の訂正による
令和7年1月4日	II-11いつ時点の計数か	令和6年5月27日時点	令和6年12月1日時点	事後	見直しによる
令和7年1月4日	II-21いつ時点の計数か	令和6年5月27日時点	令和6年12月1日時点	事後	見直しによる
令和7年1月4日	IVリスク対策	—	追記	事後	